

## 千葉市高齢者等階段昇降支援事業補助金選考委員会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市高齢者等階段昇降支援事業補助金交付要綱(令和4年4月1日施行。以下、「交付要綱」という。)に基づき千葉市が補助金を交付する階段昇降支援事業(次条において「交付事業」という。)の補助対象者の選考を適正に行うため、千葉市高齢者等階段昇降支援事業補助金選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交付事業の審査基準について検討を行うこと。
- (2) 交付事業を審査すること。
- (3) その他、交付事業の審査に関すること。

### (組織)

第3条 選考委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 高齢障害部長
- (2) 地域包括ケア推進課長
- (3) 高齢福祉課長
- (4) 介護保険事業課長
- (5) 障害福祉サービス課長

### (会長等)

第4条 選考委員会に会長を置き、高齢障害部長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 選考委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (書面による決議)

第6条 選考委員会は、会長が認め、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 交付要綱第7条に基づく書類審査の対象となる申請案件を審査するとき。
- (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(審査方法)

第7条 委員は、提出された申請書類をもとに審査を行う。

- 2 会議では、委員の平均点数（小数点以下第2位までの点数）の高い事業から順位付けし、採択予定枠数までの事業者を補助金交付対象事業者とする。

(審査基準及び評価点)

第8条 審査基準は、別表のとおりとし、委員は、各項目に対応する観点に基づき評価する。

- 2 評価は、A～Eの5段階とし、評価区分は別表に定めるとおりとする。
- 3 各項目の合計点を委員の評価点とする。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

## 別表

### 1 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
<b>1 運営実績 (20点)</b>		
①介護保険サービス等の運営実績	千葉市内の事業所(事業者の所在地が市外でも可)において、介護保険サービス、障害福祉サービス、地域生活支援事業又は高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービス等を提供した実績が十分にあること。	10点
②階段昇降機を活用した階段昇降支援の実績	階段昇降機を活用した階段昇降支援の実績が3年以上(当該補助金申請年度の4月1日時点)あること。	10点
<b>2 事業に対する考え方 (20点)</b>		
①事業目的	階段昇降機を活用する意義やその効果を理解し、事業目的が公益性を重視したものであること。	10点
②責任及び役割	事業者としての責任及び役割について理解していること。	5点
③事業活動のビジョン	自立的に事業活動を継続・展開するためのビジョンがあること。	5点
<b>3 実施体制 (50点)</b>		
①事業計画の内容	事業計画が妥当かつ具体的であり、導入時からその後の運用までの事業全体について明確に示されていること。	10点
②対象区域の範囲	広く対象区域でサービスを提供できること(実現可能性が根拠をもって示されていること)。	10点
③対象者の範囲	介護保険サービス(訪問介護、訪問看護等で提供される身体介護等)、障害福祉サービス(居宅介護等)、地域生活支援事業(移動支援)又は全額自己負担となる高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービス(介護保険が適用されない目的での外出に関する支援や介護保険サービス事業所の指定を受けていない法人によるサービスなど)等により階段昇降機を活用した幅広い対象者に対する階段昇降支援が可能であること(実現可能性が根拠をもって示されていること)。	10点
④人員配置	事業計画を着実に遂行できる人員が確保されていること。	10点
⑤安全管理体制及び階段昇降機の保守管理	階段昇降機の操作に補助者を配置して適切な安全管理体制を構築し、賠償責任保険に加入していること。また、階段昇降機を適切に保守管理できること。	5点
⑥トラブル発生時の対応	トラブルや事故発生時に適切な対応ができること。	5点
<b>4 効果 (10点)</b>		
①当該補助金が交付された場合の利用者への効果	サービスの提供回数や利用料金について、利用者にとって当該補助金による効果が認められること。	10点

### 2 評価区分

評価区分			評価の視点
配点	5点	10点	
A	5点	10点	特に優れている
B	4点	8点	優れている
C	3点	6点	普通
D	2点	4点	やや劣っている
E	1点	2点	劣っている

### 3 その他

- (1) 次の行為を行った場合には、審査対象外とし、失格とする（補助対象者として決定した後に次の行為が判明した場合は、当該決定を取り消し失格とする。）
  - ア 提出書類提出後に本市に無断で事業計画等の書類記載内容を変更したとき。
  - イ 提出書類の内容に重大な不備があり、又は虚偽の記載があるとき。
  - ウ 本市の職員に対して、選定評価に係る働きかけを行ったとき（関係者を通じて本市の職員に対して行われる働きかけを含む）。
- (2) 委員の平均評価点が6割に満たなかった場合は採択しない。
- (3) 選考の結果、同点となったときなど、調整が必要な場合は、委員間協議により補助対象者を決定する。